

青少年ネット規制法、その背景と争点

慶應大学 DMC 機構准教授 金正勲

講演概要

ネット上の違法・有害情報の規制、中でも青少年保護のための最近の一連の動きについて、最近の動向を諸外国の事例を交えて紹介する。

1. 時系列的整理

- ・総務大臣の携帯フィルタリング原則化要請(2007. 12)
- ・青少年ネット規制法への議員立法の動き
 - 自民党内閣部会案
 - 民主党案
- ・民間組織による一連の反対声明
 - WIDE
 - インターネット先進ユーザーの会(MIAU)
 - think-filtering.com
- ・第三者機関の設立
 - モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)
 - インターネット・コンテンツ審査監視機構(I-ROI)
- ・「青少年インターネット利用環境整備法」成立(2008年6月11日)

2. ネットの違法情報とその対応

1) 権利侵害情報

例) 名誉毀損情報、プライバシー侵害情報、著作権、商標権の侵害情報

・対応策

プロバイダ責任制限法(2002年5月27日施行)

:プロバイダが権利侵害情報の削除をした際に法的リスク(損害賠償責任等)を制限することで自主的な対処を促す措置

プロバイダ責任制限法関連ガイドライン

:責任制限は最終的には裁判所の判断による。法適用基準(=相当の理由)が曖昧。プロバイダ責任制限法等検討協議会によるガイドライン策定で行動基準を明確化。著作権関係・商標権関係ガイドライン、名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン等

2) 社会的法益侵害情報

例) 児童ポルノ公然陳列罪、わいせつ物陳列罪、出会い系サイト規制法違反等
・対応策

法制度

プロバイダ責任制限法の適用対象にはなっていない

自主的取組み

「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」策定(2006)「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」策定

インターネット・ホットラインセンターの活動

4. 海外の動向

1) 英国

Protection of Children Act 1978

首相の要請を受けた Byron Review (2008. 3.27)発表で議論本格化

Children-centered Approach

民間主導と責任分担

ケータイの扱いは限定的

< Byron Review の主な提言 >

首相直属のインターネット安全に関する審議会(UK Council on Child Internet Safety)設置

Better Regulation: 民間事業者の自主的行動規約による規制を実施

Better Information & Education about E-safety: 子供、両親の理解、学校の活用

2) 米国

民間主導/自律規制

修正憲法第1条への配慮(政府に対する警戒)

複数の多様な商業レーティング体系の存在

民間企業中心の自律的なレーティングサービスが市場で競争する状態

立法的動き

- Communications Decency Act 1996 (CDA)

- Child Online Protection Act 1998 (COPA)

両方とも違憲判定(概念の曖昧さとその危険性)

3) 韓国

政府直接介入的アプローチ

ネット名誉毀損は現実のものより重い

- ネットの回収不可能性等による破壊力

情報通信網利用促進及び情報保護に関する法律(2007.1.26 成立,同年 7.27 施行)

- インターネット実名制の導入
- 対象サイト:1 日平均の利用者が 30 万人以上のポータルサイト、1 日平均の利用者数が 20 万以上のメディアサイト
- 制限的本人確認制(書き込みへの規制)